

改 正 案	現 行
<b>一 指定通所介護の施設基準</b>	
イ 単独型通所介護費を算定すべき指定通所介護の施設基準	イ 単独型通所介護費を算定すべき指定通所介護の施設基準
(1) 特別養護老人ホーム等(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十二号)第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム、同法第二十条の四に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第六十二条第一項に規定する社会福祉施設又は介護保険法(平成九年法律第百一十三号)第七条第十六条に規定する特定施設をいう。以下同じ。)に併設されていないこと。	(1) 特別養護老人ホーム等(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十二号)第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム、同法第二十条の四に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第六十二条第一項に規定する社会福祉施設又は介護保険法(平成九年法律第百一十三号)第七条第十六条に規定する特定施設をいう。以下同じ。)に併設されていないこと。
(2) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基(平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス基準」という。)第九十三条に定める看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)又は介護職員の員数を置いていること。	(2) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基(平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス基準」という。)第九十三条に定める看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)又は介護職員の員数を置いていること。
ロ 併設型通所介護費を算定すべき指定通所介護の施設基準	ロ 併設型通所介護費を算定すべき指定通所介護の施設基準
(1) 特別養護老人ホーム等に併設されていること。	(1) 特別養護老人ホーム等に併設されていること。
(2) イ(2)に該当するものであること。	(2) イ(2)に該当するものであること。
ハ 痴呆専用単独型通所介護費を算定すべき指定通所介護の施設基準	ハ 痴呆専用単独型通所介護費を算定すべき指定通所介護の施設基準
(1) 特別養護老人ホーム等に併設されていないこと。	(1) 特別養護老人ホーム等に併設されていないこと。

(2) 痴呆の症状を呈する利用者のみを対象としていること。	(2) 痴呆の症状を呈する利用者のみを対象としていること。
(3) 指定通所介護の単位(指定居宅サービス基準第九十三条第三項に規定する指定通所介護の単位をいう。)この利用者の数が十以下であること。	(3) 指定通所介護の単位(指定居宅サービス基準第九十三条第三項に規定する指定通所介護の単位をいう。)この利用者の数が十以下であること。
(4) 指定居宅サービス基準第九十三条に定める看護職員又は介護職員の員数に加えて、専ら当該指定通所介護を行う看護職員又は介護職員を一名以上置いていること。	(4) 指定居宅サービス基準第九十三条に定める看護職員又は介護職員の員数に加えて、専ら当該指定通所介護を行う看護職員又は介護職員を一名以上置いていること。
ニ 痴呆専用併設型通所介護費を算定すべき指定通所介護の施設基準	ニ 痴呆専用併設型通所介護費を算定すべき指定通所介護の施設基準
(1) 特別養護老人ホーム等に併設されていること。	(1) 特別養護老人ホーム等に併設されていること。
(2) ハ(2)から(4)までに該当するものであること。	(2) ハ(2)から(4)までに該当するものであること。
<b>一 指定通所リハビリテーションの施設基準</b>	
イ 通所リハビリテーション費(1)を算定すべき指定通所リハビリテーションの施設基準	イ 通所リハビリテーション費(1)を算定すべき指定通所リハビリテーションの施設基準
指定居宅サービス基準第百一条第一項の規定の適用を受ける指定通所リハビリテーション事業所であつて、同項に定める医師、理学療法士、作業療法士、看護職員及び介護職員の員数を置いていること。	指定居宅サービス基準第百一条第一項の規定の適用を受ける指定通所リハビリテーション事業所であつて、同項に定める医師、理学療法士、作業療法士、看護職員及び介護職員の員数を置いていること。
ロ 通所リハビリテーション費(2)を算定すべき指定通所リハビリテーションの施設基準	ロ 通所リハビリテーション費(2)を算定すべき指定通所リハビリテーションの施設基準
指定居宅サービス基準第百一条第二項の規定の適用を受ける指定通所リハビリテーション事業所であつて、同項に定める医師、理学療法士、作業療法士、看護職員及び介護職員の員数を置いていること。	指定居宅サービス基準第百一条第二項の規定の適用を受ける指定通所リハビリテーション事業所であつて、同項に定める医師、理学療法士、作業療法士、看護職員及び介護職員の員数を置いていること。
ハ 通所リハビリテーション費(3)を算定すべき指定通所リハビリテーションの施設基準	ハ 通所リハビリテーション費(3)を算定すべき指定通所リハビリテーションの施設基準

指定居宅サービス基準第百十一条第三項の規定の適用を受ける指定運所リハビリテーション事業所であつて、同項に定める医師、理学療法士、作業療法士、看護職員及び介護職員の員数を置いていること。

## 二 指定所リハビリテーションにおける個別リハビリテーションに係る加算の施設基準

- イ 個別リハビリテーションを行うにつき必要な理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されていること。  
ロ 当該加算を算定する利用者数が、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のそれぞれの数に対し適切なものであること。  
ハ 個別リハビリテーションを行うにつき必要な器械及び器具が具備されていること。

## 三 指定短期入所生活介護の施設基準

- イ 単独型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

### (1) 単独型短期入所生活介護費(1)を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

当該指定短期入所生活介護事業所における介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法(指定居宅サービス基準第二条第八号に規定する常勤換算方法)を二又はその端数を増すことにより以上であること。ただし、利用者の数が二又はその端数を増すことにより以上であること。

ただし、当該指定短期入所生活介護事業所が一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス基準第百四十条の十六に規定する一部小規模生活単位型指定短期入所生活事業所を

## 三 指定短期入所生活介護の施設基準

- イ 単独型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

### (1) 単独型短期入所生活介護費(1)を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

当該指定短期入所生活介護事業所における介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法(指定居宅サービス基準第二条第八号に規定する常勤換算方法)を二又はその端数を増すことにより以上であること。

ただし、利用者の数が二又はその端数を増すことにより以上であること。

いう。以下同じ。)である場合にあつては、更に、当該事業所のユニット部分(指定居宅サービス基準第百四十条の十五に規定するユニット部分をいう。以下イ及びヘ並びに第四号において同じ。)以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、ユニット部分以外の部分の利用者の数が二又はその端数を増すことにより以上であること。

### (2) 単独型短期入所生活介護費(1)を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

当該指定短期入所生活介護事業所における介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数が三・五又はその端数を増すことにより以上であること。

ただし、当該指定短期入所生活介護事業所が一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所である場合にあつては、更に、当該事業所のユニット部分以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、ユニット部分以外の部分の利用者の数が三・五又はその端数を増すことにより以上であること。

### (3) 単独型短期入所生活介護費(2)を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

当該指定短期入所生活介護事業所における介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数が四・一又はその端数を増すことにより以上であること。

ただし、当該指定短期入所生活介護事業所が一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所である場合にあつては、更に、当該事

### (2) 単独型短期入所生活介護費(1)を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

当該指定短期入所生活介護事業所における介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数が三・五又はその端数を増すことにより以上であること。

### (3) 単独型短期入所生活介護費(2)を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

当該指定短期入所生活介護事業所における介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数が四・一又はその端数を増すことにより以上であること。

業所のユニット部分以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数  
が、常勤換算方法で、ユニット部分以外の部分の利用者の数が四・  
一又はその端数を四つ以上であること。

□ 併設型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

- (1) 併設型短期入所生活介護費(1)を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

(イ) 当該指定短期入所生活介護事業者が指定居宅サービス基準第百二十二条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームにおける介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が三二倍はその端数を増すことに一以上であること。

ただし、当該指定短期入所生活介護事業所が一部小規模生活単位型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準）（平成十一年厚生省令第四十六号。以下「特別養護老人ホーム基準」という。）第四十三条に規定する一部小規模生活単位型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）である場合においては、更に、当該特別養護老人ホームのユニット部分（特別養護老人ホーム基準第四十四条に規定するユニット部分をいう。以下同様。）以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、ユニット部分以外の部分において行われる指定短期入所生活介護の利用者の数及びユニット部分に

外の部分の人所者の数の合計数が三又その端数を増すように一  
上であるといふ。

- 〔二〕当該指定短期入所生活介護事業所が併設事業所(指定居宅サービス基準第百二十一條第四項に規定する併設事業所をいう。以下同じ。)である場合においては、併設本体施設(指定居宅サービス基準第百二十四條第三項に規定する併設本体施設をいう。以下同じ。)として必要とされる数の介護職員又は看護職員に加えて、常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上 の介護職員又は看護職員を確保していること。

ただし、併設本体施設が一部小規模生活単位型特別養護老人ホームである場合にあっては、更に、当該特別養護老人ホームのシート部分以外の部分として必要とされる数の介護職員又は看護職員に加えて、常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数増すごとに一人以上の介護職員又は看護職員を確保していること。

- (2) 拝設型短期入所生活介護費(1)を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

(一) 当該指定短期入所生活介護事業者が指定居宅サービス基準第十一章第一項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホームにおける介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が三五又はその端数を増すことに一以上であること。

□ 併設型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

- (1) 併設型短期入所生活介護費(1)を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

(一) 当該指定短期入所生活介護事業者が指定居宅サービス基準第五十二条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームにおける介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が三三是その端数を増すことにより以上であること。

〔二〕 当該指定短期入所生活介護事業所が併設事業所(指定居宅サービス基準第百二十二条第四項に規定する併設事業所をいう。以下同じ。)である場合にあっては、併設本体施設(指定居宅サービス基準第百二十四条第三項に規定する併設本体施設をいう。以下同じ。)として必要とされる数の介護職員又は看護職員に加えて、常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すことに一以上の介護職員又は看護職員を確保していること。

- ## (2) 併設型短期入所生活介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

- (一) 当該指定短期入所生活介護事業所が指定民宅サービス基準第百二十二条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームにおける介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が三・五又はその端数を増すことにより以上であること。

ただし、当該指定短期入所生活介護事業所が一部小規模生活単位型特別養護老人ホームである場合にあつては、更に、当該特別養護老人ホームのユニット部分以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、ユニット部分以外の部分において行われる指定短期入所生活介護の利用者の数及びユニット部分以外の部分の入所者の数の合計数が三・五又はその端数を増すことに一以上であること。

- (二) 当該指定短期入所生活介護事業所が併設事業所である場合にあつては、併設本体施設として必要とされる数の介護職員又は看護職員に加えて、常勤換算方法で、利用者の数が三・五又はその端数を増すことに一人以上の介護職員又は看護職員を確保していること。

ただし、併設本体施設が一部小規模生活単位型特別養護老人ホームである場合にあつては、更に、当該特別養護老人ホームのユニット部分以外の部分として必要とされる数の介護職員又は看護職員に加えて、常勤換算方法で、利用者の数が三・五又はその端数を増すことに一人以上の介護職員又は看護職員を確保していること。

- (3) 併設型短期入所生活介護費(単位)を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準
- (一) 当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第二百二十二条第一項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホームにおける介護職員又は

(二) 当該指定短期入所生活介護事業所が併設事業所である場合にあつては、併設本体施設として必要とされる数の介護職員又は看護職員に加えて、常勤換算方法で、利用者の数が三・五又はその端数を増すことに一人以上の介護職員又は看護職員を確保していること。

- (3) 併設型短期入所生活介護費(単位)を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準
- (一) 当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第二百二十二条第一項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホームにおける介護職員又は

看護職員の数が、常勤換算方法で、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が四・一又はその端数を増すことに一以上であること。

ただし、当該指定短期入所生活介護事業所が一部小規模生活単位型特別養護老人ホームである場合にあつては、更に、当該特別養護老人ホームのユニット部分以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、ユニット部分以外の部分において行われる指定短期入所生活介護の利用者の数及びユニット部分以外の部分の入所者の数の合計数が四・一又はその端数を増すことに一以上であること。

- (二) 当該指定短期入所生活介護事業所が併設事業所である場合にあつては、併設本体施設として必要とされる数の介護職員又は看護職員に加えて、常勤換算方法で、利用者の数が四・一又はその端数を増すことに一人以上の介護職員又は看護職員を確保していること。

ただし、併設本体施設が一部小規模生活単位型特別養護老人ホームである場合にあつては、更に、当該特別養護老人ホームのユニット部分以外の部分として必要とされる数の介護職員又は看護職員に加えて、常勤換算方法で、利用者の数が四・一又はその端数を増すことに一人以上の介護職員又は看護職員を確保していること。

看護職員の数が、常勤換算方法で、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が四・一又はその端数を増すことに一以上であること。

- (二) 当該指定短期入所生活介護事業所が併設事業所である場合にあつては、併設本体施設として必要とされる数の介護職員又は看護職員に加えて、常勤換算方法で、利用者の数が四・一又はその端数を増すことに一人以上の介護職員又は看護職員を確保していること。

	<p>当該指定短期入所生活介護事業所における介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すことにより一以上であること。</p> <p>ただし、当該指定短期入所生活介護事業所が一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所である場合にあつては、更に、当該事業所のユニット部分に係る介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、ユニット部分の利用者の数が三又はその端数を増すことにより一以上であること。</p>
二 併設型小規模生活単位型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準	<p>(1) 当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第百二十二条第一項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホームにおける介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が三又はその端数を増すことにより一以上であること。</p> <p>ただし、当該指定短期入所生活介護事業所が一部小規模生活単位型特別養護老人ホームである場合にあつては、更に、当該特別養護老人ホームのユニット部分に係る介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、ユニット部分において行われる指定短期入所生活介護の利用者の数及びユニット部分の入所者の数の合計数が三又はその端数を増すことにより一以上であること。</p> <p>(2) 当該指定短期入所生活介護事業所が併設事業所である場合にあ</p>
四 短期入所生活介護費に係る別に厚生労働大臣が定める基準	<p>つては、併設本体施設として必要とされる数の介護職員又は看護職員に加えて、常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すことにより一人以上の介護職員又は看護職員を確保していること。</p> <p>ただし、併設本体施設が一部小規模生活単位型特別養護老人ホームである場合にあつては、更に、当該特別養護老人ホームのユニット部分として必要とされる数の介護職員又は看護職員に加えて、常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すことにより一人以上の介護職員又は看護職員を確保していること。</p>
五 指定短期入所療養介護の施設基準	<p>指定居宅サービス基準第百四十条の四に規定する小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所又は一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所のユニット部分において行われるものであること。</p>
	<p>四 指定短期入所療養介護の施設基準</p> <p>イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準</p> <p>(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(1)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準</p> <p>(-) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所であること。</p> <p>(-) 当該介護老人保健施設における看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法で、指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数の合計数が三又はその端数を増すこと。</p> <p>(-) 当該介護老人保健施設における看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法で、指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数の合計数が三又はその端数を増すこと。</p>

どに一以上であること。

- (二) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成十二年一月厚生省告示第二十七号)第四号イ②に規定する基準に該当していないこと。
- (2) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(1)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (一) (1)及び(2)に該当するものであること。
- (二) 当該介護老人保健施設における看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法で、指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数の合計数が三・六又はその端数を増すことにより一以上であること。

口 病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

- (1) 病院療養病床短期入所療養介護費(1)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (一) 療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であること。
- (二) 指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病棟(以下「療養病棟」という。)における看護職員の数が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が三又はその端数を増すことにより一以上であること。
- (四) 口により算出した看護職員の最少必要数の一割以上は看護師であること。
- (五) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第四号ロ②に規定する基準に該当していないこと。
- (六) 療養病棟の病室が医療法施行規則(昭和二十二年厚生省令第五十号)第十六条第一項第一号の二、第三号及び第十一号に規定する基準に該当するものであること。
- (七) 当該指定短期入所療養介護事業所の機能訓練室が医療法施行規則第二十条第十一号に規定する基準に該当するものであること。
- (八) 医療法施行規則第二十二条第二項第三号に規定する基準に該当する食堂及び浴室を有していること。
- (2) 病院療養病床短期入所療養介護費(1)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (一) (1)及び(2)に該当するものであること。

どに一以上であること。

口 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成十二年一月厚生省告示第二十七号)第四号イ②に規定する基準に該当していないこと。

(2) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(1)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) (1)及び(2)に該当するものであること。

(二) 当該介護老人保健施設における看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法で、指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数の合計数が三・六又はその端数を増すことにより一以上であること。

口 病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費(1)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) 療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であること。

(二) 指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病棟(以下「療養病棟」という。)における看護職員の数が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すことにより一以上であること。

(二) 療養病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が三又はその端数を増すことにより一以上であること。

(四) 口により算出した看護職員の最少必要数の一割以上は看護師であること。

(五) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第四号ロ②に規定する基準に該当していないこと。

(六) 療養病棟の病室が医療法施行規則(昭和二十二年厚生省令第五十号)第十六条第一項第一号の二、第三号及び第十一号に規定する基準に該当するものであること。

(七) 当該指定短期入所療養介護事業所の機能訓練室が医療法施行規則第二十条第十一号に規定する基準に該当するものであること。

(八) 医療法施行規則第二十二条第二項第三号に規定する基準に該当する食堂及び浴室を有していること。

(2) 病院療養病床短期入所療養介護費(1)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) (1)及び(2)に該当するものであること。

ど。

- (二) 療養病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すことに一以上であること。
- (四) (一)により算出した看護職員の最少必要数の一割以上は看護師であること。
- (五) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第四号ロ(二)に規定する基準に該当していないこと。
- (六) 療養病棟の病室が医療法施行規則(昭和二十二年厚生省令第五十号)第十六条第一項第一号の二、第三号イ及び第十号イに規定する基準に該当するものであること。
- (七) 当該指定短期入所療養介護事業所の機能訓練室が医療法施行規則第二十条第一号に規定する基準に該当するものであること。
- (八) 医療法施行規則第二十一条第一項第三号に規定する基準に該当する食堂及び浴室を有していること。
- (2) 病院療養病床短期入所療養介護費(1)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (一) (一)、(二)及び四から八までに該当するものであること。
- (二) 療養病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が五又はその端数を増すことに一以上であること。
- (3) 病院療養病床短期入所療養介護費(4)を算定すべき指定短期入所療

- (二) 療養病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すことに一以上であること。

- (3) 病院療養病床短期入所療養介護費(4)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (一) (一)、(二)及び四から八までに該当するものであること。
- (二) 療養病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が五又はその端数を増すことに一以上であること。
- (4) 病院療養病床短期入所療養介護費(4)を算定すべき指定短期入所療

#### 療養介護の施設基準

- (一) (一)、(二)及び四から八までに該当するものであること。
- (二) 療養病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すことに一以上であること。
- (ハ) 診療所療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (1) 診療所療養病床短期入所療養介護費(1)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (一) 療養病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であること。
- (二) 指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病室以下「療養病室」という。における看護職員の数が、常勤換算方法で、当該療養病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すことに一以上であること。
- (三) 療養病室における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該療養病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すことに一以上であること。
- (四) 療養病室が医療法施行規則第十六条第一項第二号の二、第三号イ及び第一号イに規定する基準に該当するものであること。
- (五) 医療法施行規則第二十一条の四第二項において準用する第二十一条第二項第三号に規定する基準に該当する食堂及び浴室を有し

#### 療養介護の施設基準

- (一) (一)、(二)及び四から八までに該当するものであること。
- (二) 療養病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すことに一以上であること。
- (ハ) 診療所療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (1) 診療所療養病床短期入所療養介護費(1)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (一) 療養病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であること。
- (二) 指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病室(以下「療養病室」という。)における看護職員の数が、常勤換算方法で、当該療養病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すことに一以上であること。
- (三) 療養病室における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該療養病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すことに一以上であること。
- (四) 療養病室が医療法施行規則第十六条第一項第二号の二、第三号イ及び第一号イに規定する基準に該当するものであること。
- (五) 医療法施行規則第二十一条の四第二項において準用する第二十一条第二項第三号に規定する基準に該当する食堂及び浴室を有し